

愛知県議会議員一般選挙啓発運動要綱

令和5年2月17日
愛知県選挙管理委員会
明るい選挙推進愛知県協議会

1 趣旨

愛知県議会議員一般選挙啓発運動は、このたびの愛知県議会議員一般選挙において、県民の代表者を選ぶに当たり、全ての有権者が明日の愛知を築く県政の重要性を認識し、自由な意思で進んで投票に参加するとともに、明るい選挙が実施されるよう呼び掛けるものである。

2 運動方針

(1) 次の事項に重点を置いて、投票参加を推進する。

ア 投票日の周知

イ 投票時間の周知

ウ 期日前投票及び不在者投票制度の周知

エ 低投票率層向け及び低投票率地域における投票参加の推進

オ 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている選挙人に係る特例郵便等投票制度の周知

(2) 有権者が選挙に際し、候補者の政見や政策を、よく聞き、よく考えて投票するよう、政治及び選挙を考える機会と資料を積極的に提供する。

3 運動の進め方

(1) 県内各市区町村選挙管理委員会、明るい選挙推進愛知県協議会及び愛知県選挙管理委員会が密接な協力連携のもとに積極的に啓発運動を展開する。

(2) 新聞社、放送局等の報道機関が今日の世論喚起に大きな役割を果たしていることに鑑み、報道機関に対する情報及び資料の提供を積極的に行い、その協力を求める。

(3) インターネットが有権者に広く利用されていることに鑑み、インターネットによる啓発を積極的に行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をはじめとした投票行動の分散を呼びかける。

4 実施事業

有権者の愛知県議会議員一般選挙に対する関心を高め、投票日を周知し、及び投票への参加を促し、並びに明るい選挙の実施を呼び掛ける次の事業を行う。

(1) 報道機関との連携等による啓発

ア 報道機関との連携

新聞社、放送局等の報道機関に対し、積極的に情報及び資料を提供し、その協力

を得て、投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。

イ 県広報媒体の活用

県広報広聴課と協議して、広報媒体（広報紙、広報番組等）を利用して投票日等の周知を図る。

(2) ポスター等による啓発

ア 街頭用・駅貼用ポスターを掲出し、投票日等の周知を図る。

イ 懸垂幕、横断幕及び看板により投票日等の周知を図る。

ウ 大学等にポスターの掲出等をし、大学生等への投票日等の周知を図る。

(3) インターネット等による啓発

ア 県のホームページ等に啓発記事や啓発動画を掲載し、投票日、期日前投票制度、特例郵便等投票制度等の周知を図るとともに、広く投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を行い、広く投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。

(4) 広報車による啓発

広報車で県内を巡回し、広く投票参加を呼び掛ける。

(5) 啓発資材の配布

投票日等を表示した啓発資材を配布し、広く投票参加を呼び掛ける。

(6) 啓発標語及び啓発キャラクターによる啓発

各種啓発事業を実施する際に統一的な啓発標語及び啓発キャラクターを使用し、啓発効果を高める。

(7) その他

ア 交通機関、百貨店、大学等に対し、車内放送、構内放送、店内放送、校内放送等を依頼し、投票参加を呼び掛ける。

イ 明るい選挙推進サポーターに対し、周囲の若年層等に投票参加を呼び掛けるよう依頼する。

ウ 新聞社に対し、新聞折込みカレンダーへの投票日の刷込みを依頼する。

5 啓発標語及び啓発キャラクター

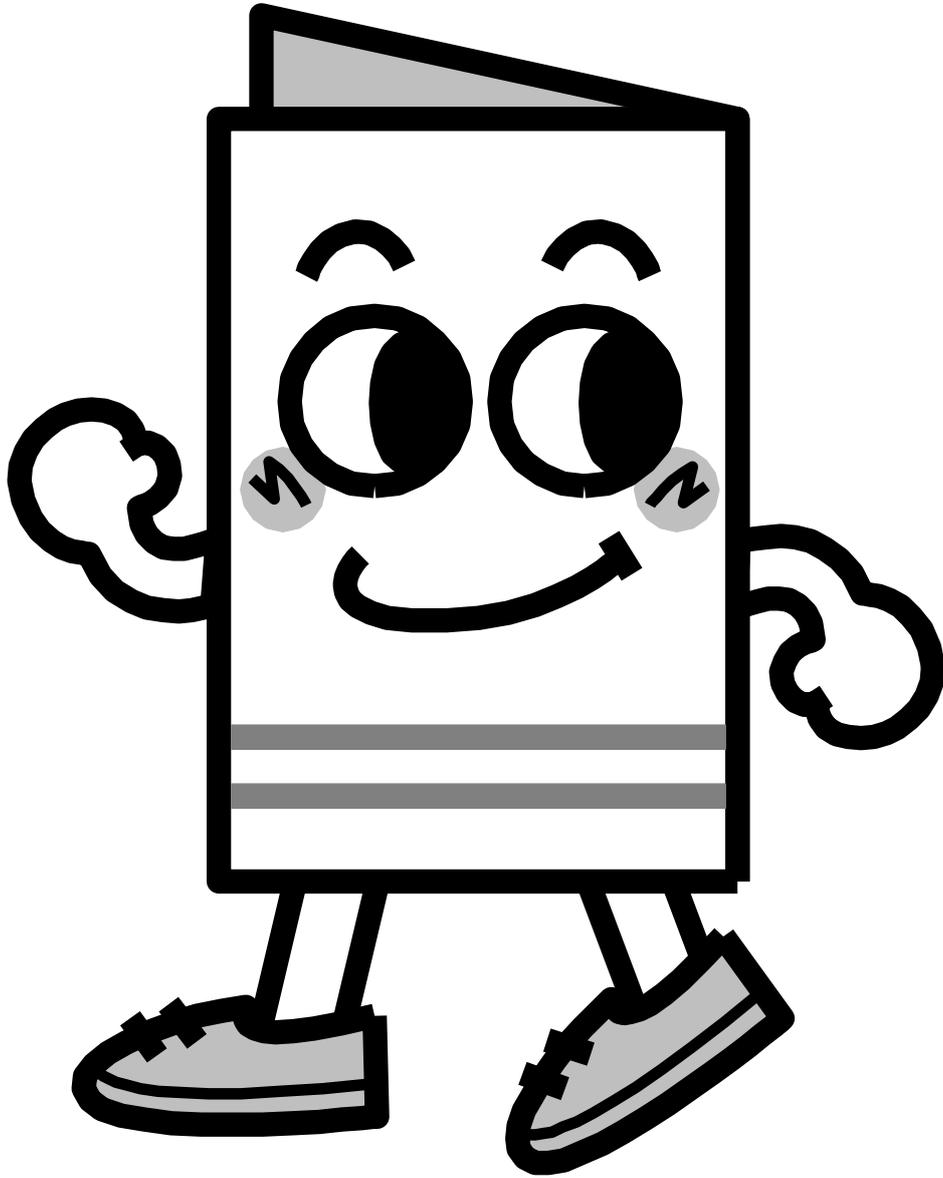
この運動を通じて統一的に使用する啓発標語及び啓発キャラクターは、次のとおりとする。

啓発標語

「どうする愛知」 その一票に託す意志

啓発キャラクター

別紙のとおり。



イッピョウくん